三重県職員信用組合　冠婚葬祭資金　ご案内

令和７年10月１日現在

商　品　名	冠婚葬祭資金
ご利用いただける方	下記のすべての条件に該当する個人の方に限ります。 ①　当組合の組合員である方（借入申込と同時加入可） ②　常時勤務する職員で、原則、給与控除・賞与控除による返済が可能な方 ③　申込時満２０歳以上の方
資 金 使 途	①　本人又はご親族が結婚するために必要な費用 結婚式・披露宴、新婚旅行、婚礼道具購入費用等 ②　ご親族の葬儀等に必要な費用、本人又はご親族の墓石・墓地等購入費用 葬儀場への支払、墓石・墓地購入費用等
借 入 金 額	３０万円以上　５００万円以下（１万円単位）
返済期間（注１） 借 入 金 利	○　５年超１０年以内　　（変動金利） ５年以内　　（固定金利） ○　借入金利は店頭又は当組合ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。 ○　お借入後の変動金利については、当組合所定の基準金利を基に、毎年３月末日に金利を見直し、変更の場合は同年６月の返済後から新金利適用となります。
返 済 方 法	○　給与返済、賞与返済、賞与併用返済から選択できます。 ○　ご返済は給与控除・賞与控除になります。 ○　元利均等返済になります。
担　保	原則不要
保　証　人	当組合におけるフリーローン、不動産担保を徴した貸付金、連帯保証人を付した貸付金を除いた総貸付金額（今回申込分を含む）が下記の①、②、③以下の場合には、連帯保証人は不要です。 ①　条件付き採用期間の場合は１００万円 ②　勤続年数３年未満の場合は３００万円 ③　勤続年数３年以上の場合は５００万円 ※　当組合が必要と認めたときにはこの限りではありません。 ※　連帯保証人になられる方は、制限行為能力者を除いた、当組合が保証能力を有する者と認めた方とします。
保証料・事務手数料	不　要
費　用	印紙代が別途必要となります。
期 限 前 返 済	全額繰上返済・一部繰上返済とも可（元金３０万円以上で当組合指定日、手数料不要）
必　要　書　類	（１）給与及びご本人確認書類 ①　給与個人別明細表等（葬儀時については後日可） ②　マイナンバーカード、運転免許証等 ※　原本確認のうえ、写しをとらせていただきます。 （２）資金使途確認資料 【ご結婚の場合】 ①　結婚式場申込書の写し等ご婚約がわかるもの ②　結婚式場の見積書等など費用がわかるもの ③　ご親族の結婚費用で資金使途の対象の方とお申込人の名字や住所が異なる場合、お申込人との関係がわかるもの（住民票、戸籍抄本等） 【ご葬儀の場合】

	死亡診断書又は会葬の礼状などお亡くなりになったことがわかるもの 【墓石・墓地購入の場合】 墓石・墓地の見積書など費用がわかるもの ※　上記いずれの場合でも、お借入後３週間以内に領収書（写）又は振込受取書（写）等をご提出いただきます。（ただし、資金の性質上領収書が取得できないものはこの限りではありません。） ※　なお、必要に応じて上記以外の追加書類をいただくこともありますので、ご了承ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	**・苦情処理措置** ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、下記の窓口をご利用ください。 【窓口：三重県職員信用組合】　059-228-5205 ・ 受付日　　月曜日～金曜日（祝日及び当組合の休業日は除く） ・ 受付時間　午前８時30分　～　午後５時15分 なお、苦情等対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　　https://www.sansyokushin.shinkumi.jp **・紛争解決措置** 愛知県弁護士会　紛争解決センター（電話：052-203-1777） 愛知県弁護士会　西三河支部　紛争解決センター（電話：0564-54-9449） 東京弁護士会　紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会　仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会　仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の三重県職員信用組合又は下記窓口までお申し出ください。 【窓口：（一社）東海信用組合協会　東海地区しんくみ苦情等相談所】 ・ 受付日　　月曜日　～　金曜日（祝日及び協会の休業日は除く） ・ 受付時間　　午前９時　～正午12時 、午後１時　～午後４時30分 ・ 電　話　　052-451-2110 ・ 住　所　　〒453-0015　名古屋市中村区椿町3-21 【窓口：（一社）全国信用組合中央協会　しんくみ相談所】 ・ 受付日　　月曜日　～　金曜日（祝日及び協会の休業日は除く） ・ 受付時間　　午前９時　～午後５時 ・ 電　話　　03-3567-2456 ・ 住　所　　〒104-0031　東京都中央区京橋1-9-5　（全国信用組合会館内）

（注１）　再任用の方の返済期間は任期満了日までとなります。

＊　お申込に際しては、当組合による事前審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

＊　退職金支給時には、当組合における借入金全額について一括でご精算いただきます。

＊　住所・氏名・電話番号など、変更があった場合は、手続きが必要となります。

＊　返済額についてなど、ご不明な点がございましたら、融資課までお問い合わせください。

三重県職員信用組合　融資課
Tel（代表）　０５９（２２８）５２０５
（融資課直通）０５９（２１３）６２４０
Fax　０５９（２２８）３７００